

報告第 2 号

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について

前橋市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年前橋市条例第 1 5 号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

前橋市長 小 川 晶

別紙

専 決 処 分 書

前橋市国民健康保険税条例の改正について

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和 35 年前橋市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 12 条第 1 項各号列記以外の部分中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

前橋市長 小 川 晶